

平成30年産からの米政策への対応について

平成29年1月 石川県農業活性化協議会・石川県・JAグループ石川

◇ 平成30年産からの米政策における本県の取組の考え方

- ・主食用米の需要が今後も減少する見込みの中、農家所得を確保するためには、米の過剰作付を抑制し、米価を安定させる必要があります。また、主食用米の生産を基本に、麦・大豆、園芸作物、飼料用米等を組み合わせ、最大限(フル)に水田を活用していくことが重要です。
- ・このため、本県においては、農業活性化協議会*が主体となり、平成30年産以降も引き続き、需要に応じた米の生産（いわゆる「生産調整」）に取り組むこととしています。
- ・なお、県農業活性化協議会では、平成28年度中に「平成30年産以降の需要に応じた米等の生産についての基本方針」を取りまとめる予定です。

※農業活性化協議会：構成 生産者、行政、農業団体、消費者団体など
役割 主食用米の需給調整、水田フル活用ビジョンの作成など

農業者の皆さんへの丁寧な情報提供により皆さんの疑問や不安の解消に努めるとともに、円滑な制度移行に備えていきます。

米だけじゃなく、
野菜などを作って
収入を増やさな
くっちゃ!



米価を安定させるには、
過剰作付にならないよ
うにしないと!

【参考】平成30年産からの国の米政策の見直しとは？

- ・国は、県への生産数量目標*の配分を廃止しますが、平成30年産以降も生産調整に取り組めます。
(これまでの生産数量目標の配分：国⇒県（県協議会）⇒市町⇒地域協議会⇒農業者)
※生産数量目標：主食用米の生産量の目安
- ・国は、行政や生産者団体等が参加する農業活性化協議会が、地域における米の生産量等について主体的に判断できるよう、需給見通しや在庫量など米に関する情報を提供します。
- ・国は、米の直接支払交付金（7,500円／10a）を廃止しますが、麦、大豆、園芸作物、飼料用米等の生産に対する助成金（水田活用の直接支払交付金）を継続します。